

「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」報告書 概要

標記懇談会は、結核予防法（現在は感染症法に統合され、廃止されている。）における健康診断の対象者の効率化・重点化が図られたことから、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等における胸部エックス線検査の実施対象者等について検討するものである。主な検討結果は、以下のとおりである。

1. 定期健康診断

(1) 次に該当する労働者については、胸部エックス線検査を省略すべきでない。

イ 40歳以上の者

ロ 40歳未満の者であっても、5歳毎の節目の年齢にあたる20歳、25歳、30歳及び35歳の者

ハ 40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、以下のいずれかに該当する者

一 学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者

※ 感染症法施行令第12条第1項第1号に掲げる者

二 一定の要件を満たす粉じん作業（じん肺健康診断が3年に1回となっている者）

※ じん肺法第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者

三 呼吸器疾患等に係る自覚症状又はそれらの既往歴のある者

※ 上記については、定期健康診断の際に実施される項目である「既往歴及び業務歴の調査」や「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」等により、医師が判断する必要がある。

(2) 以下については、一般に結核の感染リスクが高いと考えられることから、医師が胸部エックス線検査の省略について判断する際、特に留意すべき事項と考える。

イ 結核の罹患の可能性が高いと考えられる多数の顧客と接触する場合等

ロ 結核罹患率が高い地域における事業場での業務

ハ 結核罹患率が高い海外地域における滞在歴

ニ 長時間労働による睡眠不足等

ホ 特定の疾患（糖尿病、慢性腎不全等）への罹患や治療（免疫抑制剤の使用）等により免疫力の低下が疑われる状況が把握された場合

2. その他の健康診断

雇入時、特定業務従事者及び海外派遣労働者の健康診断における胸部エックス線検査は現行どおり実施すべきである。